

土砂等による土地の

埋立て条例を公布

この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土について必要な規制を行うことにより、災害の発生および土壌の汚染などを未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的として、11月1日に施行します。

条例の適用を受ける事業

土砂等による土地の埋立て、盛土（一時的積を含む）を行う事業で、事業区域の面積が500平方メートル以上の場合、または、搬入土量が500立方メートル以上の場合、本条例の適用を受け、許可申請が必要になります。

▼例えば

- ・農地などを駐車場や資材置場などにするために造成工事（地盤を高くすること）を行う場合
- ・農地改良を目的とした農地の埋立てを行う場合
- ・谷津田などを土砂等により埋立てする場合

※ただし、他法令の規定による許可または認可に基づき行う事業に関しては、適用にならないこともあります。

事業者・工事施工者の責務

事業者および工事施工者は、事業による災害の発生および土壌の汚染などを未然に防止するため、必要な措置を講じなければなりません。

また、事業区域の周辺住民などに対し、事業の内容を事前に公開し周知を図るとともに、事業に対する苦情などが生じたときは、誠意をもって対応しなければなりません。

土地所有者の責務

土地所有者は、事業が施行されることによる災害の発生および土壌の汚染などの防止を図るため、適正な維持管理に努めなければなりません。

定期的な施工状況の把握（毎月1回以上）が義務付けられます。また、不適切な事業が施工された場合には、土地所有者に対しても勧告・措置命令がされ、措置命令に反したときは、氏名が公表されることもあります。

土砂等の埋立てなどについて、安易な同意をせず、事業主などから十分な説明を受けた上で、同意の可否を判断するよう

にしてください。

事業者は許可申請の手続きを

1. 事前協議

申請の前に行う事前協議には、事業概要および土砂の搬入経路をはじめとする事業計画の詳細を市に提出するほか、周辺住民および関係者に説明会などを実施し、周知を図る必要があります。事前協議の審査期間は、1カ月半程度を要します。

2. 許可申請

許可申請から許可書の交付までは、1カ月程度を要します。

事業の施行にあたっての注意

1. 事業区域には、みだりに人が立ち入るのを防止する囲いを行うこと
2. 交通対策について、十分な処置をすること
3. 工事の施工にあたっては騒音、振動、粉じん、土砂などの流出など防止対策をすること
4. 工事中は、施行管理者を常駐させ、災害事故や被害防止に特に注意し、万一災害などが発生した場合は、責任をもつて解決にあたること

違反した事業者への罰則

1. 許可の取消し
2. 工事の停止、原状回復など

- 必要な改善の命令
- 3. 2年以下の懲役または100万円以下の罰金

本条例施行前の事業について

旧つくばみらい市環境保全条例

「所有している農地を貸したい」と考えている方へ

平成21年12月に農業経営基盤強化促進法が改正され、農地を効率的に利用し、面的な集積を促進するため、「農地利用集積円滑化事業」が創設されました。

市では、農地利用集積円滑化事業のうち、次の事業を実施しています。

【農地所有者代理事業】

農地の所有者の方が、農地利用集積円滑化団体に対し、農地の貸し付けに係る委任をし、農地の代理となり、農地の貸し付けを行う事業です。農地所有者にとつては、みずから貸付先を探さなくても、安心して農地を任せることができます。ただし、農地の所有者は、農地の受け手である耕作者を指定する

例による許可などを受けた事業については、なお、従前の例によることとなります。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58・2111（内線8135）

ことができません。

農地を貸したいと考えている方は、ぜひ、ご相談ください。

問 つくばみらい市担い手育成総合支援協議会（谷和原庁舎産業経済課内）☎ 58・2111（内線8156）

借りたい



- ・農地を集約して機械を有効に利用したい。
- ・規模拡大して安定した経営をしたい。

委任

農地利用集積円滑化団体



協議・調整

- ・つくばみらい市担い手育成総合支援協議会（産業経済課内）
- ・茨城みなみ農業協同組合